

令和5年度

第3回いわき市地域自立支援協議会

資料

いわき市保健福祉部

障がい福祉課

## 目次

令和5年度いわき市地域自立支援協議会委員名簿	1頁
令和5年度いわき市地域自立支援協議会の体系について	2頁

### 1 報告事項

#### (1) 令和5年度専門部会等の中間報告について

・ 運営会議	3頁
・ 地域生活支援部会	4-5頁
・ 児童・療育支援部会	6-7頁
・ 就労支援部会	8-9頁
・ 障がい当事者部会	10-13頁
・ 地域会議（北部、南部）	14-19頁

#### (2) 障害者差別解消法に係る対応について

・ 令和4年度障害者差別解消法に係る対応事案の報告	20-22頁
---------------------------	--------

### 2 協議事項

#### (1) 個別事例の検討について

・ 強度行動障がいのある方のサービス利用調整について	23-25頁
----------------------------	--------

#### (2) 第5次障がい者計画等の改定等について

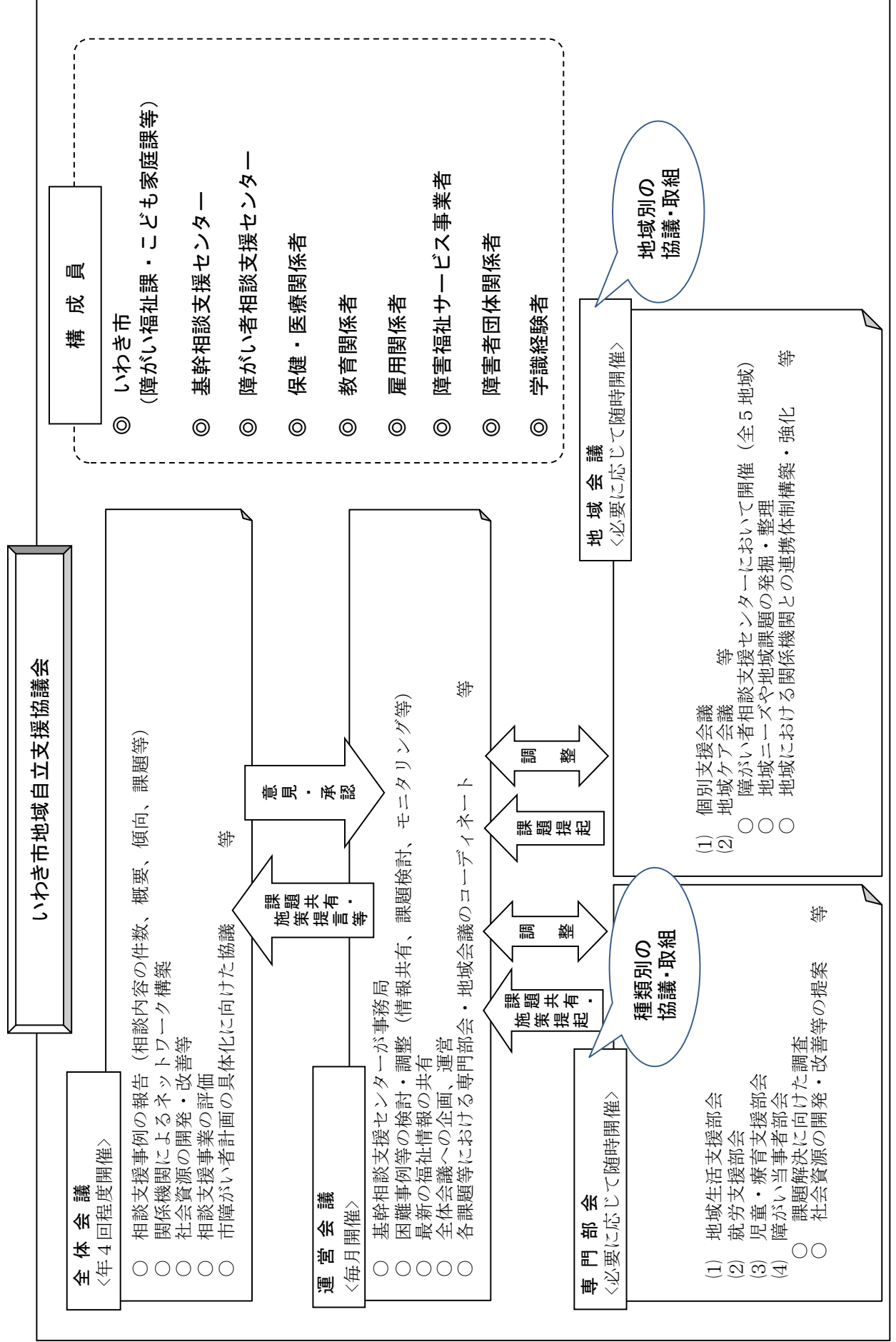
	26-36頁
--	--------

令和5年度いわき市地域自立支援協議会委員名簿

R5.12.1現在

区分	人数	所属団体職名	氏名	備考
学識 経験者	3名	医療創生大学 健康医療科学部 准教授	みよし けい 三好 圭	副会長
		調整中		
		公益財団法人磐城済世会舞子浜病院 (精神科)	しが ただお 志賀 忠夫	
障がい者 福祉団体	6名	いわき市盲人福祉協会 女性部会 会計	よしえ みちこ 吉江 路子	
		いわき市手をつなぐ育成会 監事	よしむら ますみ 吉村 真澄	
		いわき地区自閉症児・者親の会 会長	わたなべ さゆり 渡辺 さゆり	
		いわき市身体障害者福祉協会 会長	すずき せつこ 鈴木 世津子	
		いわき聴力障害者会 副会長	いしい しずこ 石井 静子	
		いわき市腎臓病患者友の会 会長	はせがわ ゆうぞう 長谷川 勇三	
障がい者 福祉施設	5名	いわき地区障がい者福祉連絡協議会 会長	はせがわ ひでお 長谷川 秀雄	
		社会福祉法人いわき福音協会 エデンの家 作業療法士	かじ なおこ 鍛冶 奈保子	
		社会福祉法人育成会 常務理事	ふるかわ たかし 古川 敬	会長
		社会福祉法人誠心会 理事兼事務局長	たにひら ようぞ 谷平 耀宗	
		社会福祉法人希望の杜福祉会 けやき共同作業所 施設長	すずき えみこ 鈴木 恵美子	
障がい者 関係機関	5名	福島県立いわき支援学校 校長	かんの みえこ 菅野 美恵子	
		福島県立平支援学校 校長	わたなべ たかお 渡部 孝男	
		いわき公共職業安定所 所長	うめはら さとし 梅原 佐登志	
		いわき障害者就業・生活支援センター 所長	さとう かおり 佐藤 香	
		いわき市社会福祉協議会 生活支援課 主事	いそ さきえ 磯 咲生恵	
市民代表	1名	いわき市ボランティア連絡協議会	わたなべ しげ 渡辺 成子	
合計	20名			

# 令和5年度いわき市地域自立支援協議会の体系について



**令和5年度専門部会等活動状況（令和5年12月1日現在）**

部会等名	運営会議
<p align="center"><b>部会等の目的</b></p>	<p align="center"><b>8月～12月までの評価</b></p>
<p>障がい者等の相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステム作りが円滑に実施されるよう、地域自立支援協議会の調整機能を果たす。</p>	<p>5月～12月で合計6回開催、各専門部会の進捗及び、地域会議の開催状況を確認し、地域から出された課題について、協議・検討の調整機能を果たした。</p>
<p align="center"><b>令和5年度の協議課題等</b></p>	<p align="center"><b>進捗状況</b></p>
<p>① 地域課題の整理 ② 課題を検討する場の設定 ③ 全体会への課題提起・報告・提言</p>	<p>・専門部会、地域会議での活動報告を受け、課題等の共有を行った。</p> <p>・事業所連絡会での取り組みを共有し、地域生活支援部会の研修内容に反映（フォローアップ）させ、基幹相談支援センターの研修、障がい者相談支援センターの地域会議の取り組みと連動させた。</p>

令和5年度専門部会等活動状況（令和5年12月1日現在）

部会等名	地域生活支援部会	
部会等の目的	8月～12月までの評価	
<p>障がい者等が望む暮らしが当たり前 できる地域づくりを進める。</p>	<p>12月までに5回、部会を開催しており、予 定通りに実施できている。</p> <p>9月発生 of 台風13号の影響により、一部 研修を延期としたが、変更後の日程も決定 し、研修の準備をすすめている。</p>	
令和5年度の協議課題等	進捗状況	
<p>1. 人材確保・育成について</p> <p>2. 拠点事業の評価について</p> <p>3. 相談支援体制の強化について</p>	<p>福祉人材の確保・育成・定着について、人 材確保の取組みの好事例報告等を検討して いる。</p> <p>人材確保が上手くいっている法人に、研 修講師を依頼し、取組み事例や考え方など 広く講演していただくこととしており、講 演後はシンポジウムも予定している。</p> <p>また、「福祉の好事例集」をまとめる検討 を継続している。</p> <p>緊急一時宿泊事業連携会議を2回開催し ており、各事業所の現状報告や課題を共有 している。</p> <p>また、12月21日には、まずは生活介護事業 所、計画相談支援事業所向けに事業説明及 び実践報告会を実施し、緊急一時宿泊事業 への理解促進に努めた。</p> <p>相談支援・サービスの質の向上を図るこ とを目的に、個別支援計画の立て方等につ いて、フォローアップ研修を実施してきた。</p> <p>令和6年2月19日には「見せる、読める、 個別支援計画」という内容のフォローアッ プ研修開催を予定している。</p>	

地域生活支援部会

進行管理シート

R5.12.25現在

No.	協議課題等	取り組み時期(上段:予定、下段:実行)														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	部会開催	○		○		○		○		○		○		○		
2	人材確保・育成について															
3	拠点整備事業の評価について															
4	相談支援体制の強化について															

令和5年度専門部会等活動状況（令和5年12月1日現在）

部会等名	児童・療育支援部会	
部会等の目的	8月～12月までの評価	
<p>障がい児やその保護者が自立した生活を営める地域共生社会の実現を目指す。</p>	<p>令和5年度第2回を令和5年10月24日に開催した。当初の予定どおり開催することができている。</p>	
令和5年度の協議課題等	進捗状況	
<p>1 Q-SACCSによる市の課題の「見える化」</p> <p>2 障害児通所支援事業所の質の向上及び平準化</p> <p>3 障害児通所支援ガイドブックの更新</p>	<p>1 第1回児童・療育支援部会においてQ-SACCSを基に各委員から意見をいただき、第2回児童・療育支援部会においてとりまとめた資料を提示した。その内容のさらなる協議として、児童発達支援センターの役割等を整理する予定だったが、時間の都合上、第3回に協議することとした。</p> <p>2</p> <p>(1) 令和5年度第2回障害児通所支援事業所連絡会を12月15日に開催した。児童発達支援センターを含む49事業所の参加があった。</p> <p>第3回連絡会についても3月頃に予定している。令和5年度内に3回開催することを予定しており、予定どおり開催することができている。</p> <p>(2) 新規指定事業所のうち、新規法人に対して2月に実施する予定である。</p> <p>3 障害福祉サービス等報酬改定の内容の大筋が公表され、障害児通所支援事業所のサービスの提供の在り方が見直されることとなった。具体的には、5分野すべての支援の提供を必須とすることやそれを公表することである。改正全文が示されてから、ガイドブックの様式の見直し等の必要性も検討し、令和6年度以降に実施する。</p>	





令和5年度専門部会等活動状況（令和5年12月1日現在）

部会等名	就労支援部会
部会等の目的	8月～12月までの評価
<p>障がい者が自立した生活を送るための障がい者の賃金・工賃の向上及び一般就労の推進を図る。</p>	<p>おおむね予定通り開催できている。</p>
令和5年度の協議課題等	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労移行者を増やすことを目指し、昨年度の就労支援部会において、一般就労移行の事例集をまとめたが、この事例集を用いて、就労継続支援A型、B型事業所などへの、事例紹介や意識向上を目指す。</li> <li>・就労系事業所の現状と課題などについて情報共有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月～7月 就労支援機関の役割等をまとめた「はたらくリーフレット」の更新及び関係機関への配布を実施。</li> <li>・7月7日 地区保健福祉センターケースワーカーの研修にて関係機関の説明や事例紹介を行った。</li> <li>・7月13日 就労継続支援A型・B型事業所連絡会において、事例紹介及びグループワークを行った。</li> <li>・9月26日 計画相談支援員向け研修において、事例紹介及びグループワークを行った。</li> <li>・11月21日 第3回就労支援部会を開催し、事例集を活用した研修会等におけるアンケート結果などによる振り返りを行った。</li> <li>・第4回就労支援部会は令和6年2月に開催予定。</li> </ul>



令和5年度専門部会等活動状況（令和5年12月1日現在）

部会等名	障がい当事者部会
部会等の目的	8月～12月までの評価
<p>障がいを持つ当事者の方の声を聴き、以下の内容について話し合うことを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい種別を超えて障がい当事者同士の交流と理解を深め合うこと</li> <li>・より質の高い相談支援体制を確保すること</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8月23日(水) 第1回部会開催</li> <li>・9月25日(月) 第2回部会開催</li> <li>・10月23日(月) 第3回部会開催</li> <li>・11月24日(金) 第4回部会開催</li> <li>・R6.1月 第5回部会開催(予定)</li> <li>・R6.3月 第6回部会開催(予定)</li> </ul>
令和5年度の協議課題等	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員同士、各障がいごとの相互理解。</li> <li>・協議の場の雰囲気、ルール作り。</li> <li>・当事者間で部会を推進していくための体制づくり。</li> <li>・メインとなる議題と会議の方針策定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員公募と選定によって決定した、12名の委員で部会協議を開始した。</li> <li>・毎回1名程度の欠席はあるものの、ほぼ全員が出席している。</li> <li>・事務局も適宜介入しつつ、委員同士がお互いを知り合うことを大事にしながら、ゆっくりしたペースで協議を実施。</li> <li>・2回目からは委員で司会を定め、毎回持ち回りとした。</li> <li>・主なテーマとして「合理的配慮」、「障がい者の居場所作り」、「災害時の避難や福祉避難所」が挙げられた。今年度は、社会的障壁や合理的配慮を検討するにあたり、身近な公共施設の見学をする予定を立てた。</li> <li>・委員1名が自己都合により辞退したため、委員の補填方法を検討中。</li> </ul>

障がい当事者部会 進行管理シート

No.	協議課題等	取り組み時期(上段:予定、下段:実行)															
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	委員公募に係る意思決定	○	○														
2	広報・関係団体等への周知			○	○												
3	委員公募・委員決定			○	○												
4	部会開催						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3/11予定

# いわき市地域自立支援協議会 障がい当事者部会の設置について

## 1 趣旨

本市の相談支援業務の在り方について、障がいを持つ当事者の声を聴くことにより、より質の高い相談支援体制を確保すること及び障がい種別を越えての障がい当事者間の交流を深めることを目的に、障がい当事者部会を設置するもの。

## 2 設置時期

部会は、令和5年8月より設置する。

## 3 組織

いわき市地域自立支援協議会（以下『市協議会』）の専門部会として設置する。

## 4 構成及び選任

部会は、障がい当事者\*12名をもって構成する。ただし、障がい当事者委員を補佐及び支援する者を置くことができる。

なお、委員の選任は、再任となる者を除いて、原則公募によるものとし、市協議会会長が選任する。

※ 身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ方、発達障がいの診断を受けた方、国の定める難病の方

## 5 役員

部会には、次の役員を置くものとし、各役員は委員の互選で選出する。

- ・ 部会長 1名
- ・ 副部会長 2名

## 6 任期

委員の任期は、3年間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 7 報償金

部会への参加毎に、2,000円の謝金を支給する。報奨金には、交通費や通信費等の実費弁償を含むものとする。

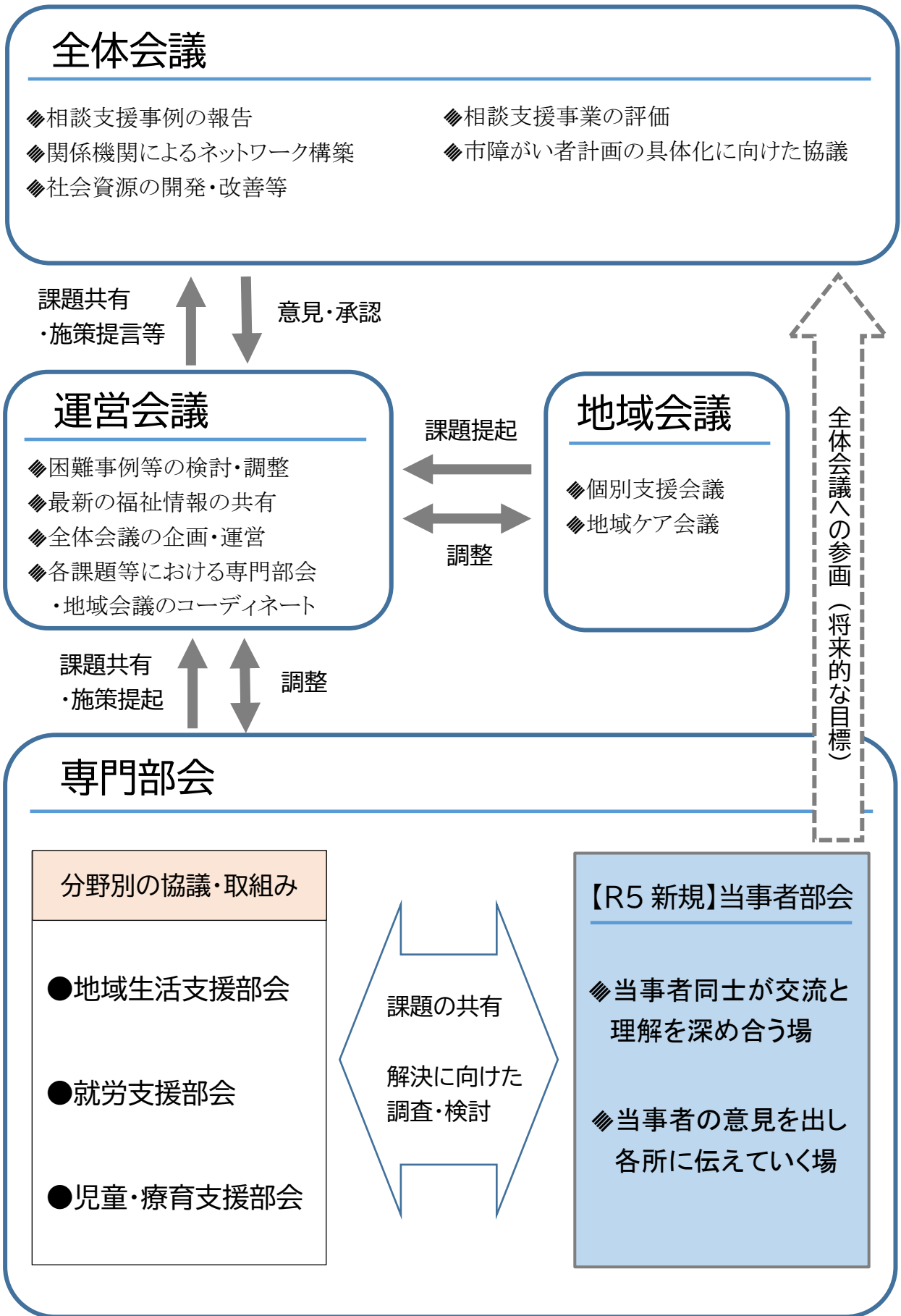
## 8 会議

会議は、部会長が招集するものとし、議長は、委員の互選により選出する。

## 9 事務局

部会の事務局は、いわき市保健福祉部障がい福祉課に置く。

# 令和5年度いわき市地域自立支援協議会の体系



令和5年度地域会議活動状況（令和5年12月31日現在）

地域会議（北部地域）	
目的	8月～12月までの評価
<p>地域における互助・共助の強化に向け、ネットワークの構築を図るとともに、地域住民や事業者等との交流を促し地域課題の抽出およびその解決策の検討を行うことにより、障がい児者が自らの意思で暮らし続けることのできる地域づくりにつなげる。</p>	<p>おしゃべり会は、改めて居場所づくりとし、参加者（当事者、ご家族等）の方の希望を取り入れたかたちで開催。地域資源と協働しながら社会参加のきっかけや地域で支えるネットワークを構築できるよう取り組んだ。</p> <p>サビ管交流会は、サービス種別を越えた事業所同士の横のつながりを重点的に悩みや情報の共有等を楽しみながらつながれるきっかけづくりを心掛けスキルだけでなくモチベーションアップにもつながるよう企画した。</p>
令和5年度の協議課題等	進捗状況
<p><b>1 居場所づくり</b></p> <p>当事者が集い、気軽に話し合うことのできる集まりを開催する。</p>	<p>【北部・内郷地域】</p> <p>居場所づくりの開催（9/15、9/26、10/30、11/28、12/26）</p> <p>9月より四倉で農業を通じて地域活動を行っている「天空のさとやま」の福島氏より自然の中で活動できる場を提供いただき、当事者同士や地域住民との交流を図る場や農作物を育てる機会を通して居場所づくりを計画。地域とのつながりが少ない方（児者）、ご家族等を対象に毎月開催。</p> <p>広報、周知については、より伝わりやすいチラシや配布の方法等も民間機関からアドバイスをいただき、専門機関（地区セン、保健所、教育機関、訪問看護ステーション等）だけでなく、スーパーの店頭へ協力依頼し、当事者、ご家族が目にとまる機会を増やせるよう試みた。また、引きこもり支援活動を行っている保健所とも情報交換を実施。</p> <p>課題は、参加したくても移動手段の限定、車いす等での参加の難しさなどが上がった。またやはり人が集まるという事で躊躇してしまう方もおり興味がありながら一歩踏み出せないそういう方々へのアプローチを考えていかなければならない。</p>



## 2 個別ケア会議

本人の意思や個別性に着目しながら関係機関や地域関係者と連携し、より望ましい支援に向けて協議する場を適宜設ける。

## 3 事業所ネットワーク会議等

地域サービス事業所関係者や関係機関等による会議を開催し、顔の見える関係づくりに取り組むとともに、サービス種別を超えた関係性を構築し、切れ目のない支援体制づくりを図る。

### 【北部地域】

・3件

地域移行ケースや医療観察ケースへの会議参加。福祉サービスありきではなく地域資源の活用や協働などをチーム支援で検討した。

### 【内郷地域】

・9件

児童入所施設、精神科病院からの地域移行ケースの会議に参加。児童入所施設からの移行は、市内、県内では難しく、茨城県など県外も含めて検討しているが、難しい状況が続いている。

### 【北部・内郷地域】

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者交流会開催（12/18）

サビ管12名、児発2名、サ責1名が参加。前回のアンケートで希望のあった内容（事業所内の困りごと、サビ管/児発管の動きや役割、人材育成・定着の悩みごと）でグループワークを実施。サビ管/児発管としての役割だけでなく、事業所内での役割（役職）も重なり業務の内容が幅広いことや求人募集の方法や人材定着の取組み方等が上げられ、自身が感じている課題を共有するだけでなく、その課題にどう対応しているか互いにアドバイスを掛け合う場をつくることができた。

サビ管だけでなく児発管の方にも参加していただけるよう、開催日時については検討していきたい。

### 【内郷地域】

・内郷地域障がい者事業所意見交換会開催（9/20）

生活訓練、自立生活援助、計画相談の立場から自由に意見交換を行う。

生活訓練からは、利用が終了し、どことも繋

<p><b>4 小地域ケア会議</b></p> <p>個別ケア会議等から抽出した地域課題の解決等について話し合い、地域での取り組みや課題解決に向けて連携を図ることを目的として行う。</p>	<p>がらずそのままになっている方がいる。</p> <p>自立生活援助からは、同じようなサービスがないため、どこにも繋げずに何度も延長している方がいる。</p> <p>計画相談からは、緊急時にSSを受け入れてくれる事業所がなく、相談員が疲弊してしまう。</p> <p>等の意見が出された。</p> <p>内郷、好間地区で廃校になった学校が数ヶ所あるため、なんらかの形で福祉に活用できないか等の意見が出された。</p> <p><b>【北部地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平第3方部地域小地域ケア会議開催 (10/27)</li> <li>・赤井地域小地域ケア会議開催 (11/1)</li> <li>・大久地区小地域ケア会議開催 (12/2)</li> </ul> <p>個別ケースから抽出した地域課題や地域MAPの作成から住民の関係性を整理し、民生児童委員や区長等と共有。社会資源が少ない地域では、地域住民等にも協力を仰ぎながら地域の力を引き出したり高めたりしていく必要があり、今後も継続して協議する場を設けていきたい。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和5年度地域会議活動状況（令和5年12月31日現在）

地域会議（南部地域）	
目的	8月～12月までの評価
<p>地域における互助・共助の強化に向けネットワークの構築を図るとともに、地域住民や事業者等との交流を促し地域課題の抽出及びその解決策の検討を行うことにより、障がい児者が自らの意思で暮らし続けることのできる地域づくりにつなげる。</p>	<p>課題に対し多機関多職種や高齢分野との協働の取り組みを継続する中で、支援ネットワークの構築や当事者の居場所づくりが各地で広がってきている。</p>
令和5年度の協議課題等	進捗状況
<p><b>1 居場所づくり</b> 当事者が集い、気軽に話し合うことのできる集まりを開催する。</p>	<p><b>【小名浜地域】</b> 第4回みなまるカフェ開催に向け、包括支援センターと事務局会議を実施。</p> <p><b>【勿来・田人地域】</b> 天真庵カフェの開催（8/22、9/26、10/24、11/28、12/26） サービス未利用者、外部との関わりがない方に、健康係、障がい者相談支援センターで声をかけていている。 毎月開催できていて、天真庵カフェへの参加をきっかけに、他の活動へ参加する方もいた。 今後も毎月第4火曜日に開催。天真庵が事業所移転となるが、来年度も開催予定。</p> <p><b>【常磐・遠野地域】</b> 包括との共催で関船地区の安泰DSに会場を提供してもらい、10/21（土）に共生型カフェ「ぷらっとカフェ」を開催。関船地区を中心に地域の高齢者、障がい者にカフェの案内をし80数名の来場者数となる。</p>
<p><b>2 個別ケア会議の開催</b> 本人の意思や個別性に着目しながら関係機関や地域関係者と連携し、より望ましい支援に向けて協議する場を適宜設ける。</p>	<p><b>【常磐・遠野地域】</b> 失語症あり認知機能の低下がある単身生活の女性の在宅支援について、多くの関係機関が関わっている（介護保険居宅介護、障がい者計画相談、サービス提供事業所、地区</p>

### 3 事業所ネットワーク会議等

地域サービス事業所関係者や関係機関等による会議を開催し、顔の見える関係づくりに取り組むとともに、サービス種別を超えた関係性を構築し、切れ目のない支援体制作りを図る。

センター等)。地域での問題行動により警察に多々、通報されており対応についての協議を行う。

#### 【小名浜地域】

児童発達支援ネットワーク会議開催（9/4、11/22）。

当会議の企画運営を事業所と行政とが協働で実施する体制を整備。

未就学児への療育支援の課題に対し、当会議で取り組める手立てを整理し、来年度末までの活動計画を策定。当会議で取り組めない課題については未整理。

活動計画では、アイデア発見シートを活用した事例検討を毎回実施し現場での実践力向上を図りつつ、家族支援や就学支援の情報交換、連携のきっかけとなるツールの検討等の実施を予定。

#### 【勿来・田人地域】

事業所ネットワーク会議開催  
（10/25、12/19）

新規利用者の受け入れで困っていることについて各事業所から話してもらい、現状を共有した。

他害行為がある方への対応の難しさ、計画相談や支援学校などの関係機関との連携や交流の方法の課題があげられた。課題に対するアイデアとしては、まずは関係機関の実情を知ることが目的として、支援学校の見学を事業所ネットワーク会議で行うことになり、12月19日の事業所ネットワーク会議でいわき支援学校(くぼた校)の授業の様子を見学した。

その他に、事業所間の連携や交流として、放デイ事業所の障がい児が、生活介護やB型事業所を見学に行くことを事業所間で検討している。

#### 【常磐・遠野地域】

	<p>事業所ネットワーク会議を9/20に育成会本部会議室にて開催。前年度にネットワーク会議を開催した際に地域の社会資源を知りたいとの声があり今年度は社会資源マップ作りを行う事とした。どのようにマップ作りを進めるか協議し今年度何回かネットワーク会議を開催してマップの完成を目指す事になる。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 障害者差別解消法に係る対応について

### 1 令和4年度障害者差別解消法に係る対応事案の報告

#### (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

障害者差別解消法は、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共有する社会の実現につながることを目的に平成28年4月1日に施行された。

同法では、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めている。

本市では、本法の制定を受け、本市職員対応要領を策定しており、対応要領において、本法に係る本市市内の対応事案について集約し、市地域自立支援協議会へ報告するとしていることから、今般、令和4年度の対応事案について報告するものである。

#### (2) 障がいを理由とする差別を解消するための措置

区分	内容
不当な差別的取扱いの禁止	障がい者に対しては、正当な理由なく、障がいを理由として、財やサービス等の各種機会の提供を拒否する又は提供にあたって場所・時間帯などを制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付すことなどによる権利利益の侵害を禁止すること。
合理的配慮の提供	障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

#### (3) 本市における障害者差別解消法の周知に係る取り組み

- ・新規採用職員向けに障害者差別解消法の研修を開催。
- ・事例集約時に本市対応要領を電子メールにて送付。

#### (4) 令和4年度の本市市内における障害者差別解消法に係る対応事案の集約結果

区分	内容
集約方法	令和4年度の本市市内における不当な差別的取扱い及び合理的配慮に関する相談及び対応事例について、各部等（行政委員会を含む）に対し照会を行った。
集約結果	① 差別的取扱い：1事例 ② 合理的配慮の提供：11事例 ※ 詳細については次項のとおり。

## 令和4年度障害者差別解消法に係る対応事案の集約結果

### ① 差別的取扱い

区分	課等名	事例の内容	対象	性別	年代	障がい種別
1	観光文化スポーツ部観光振興課	令和4年8月8日に開催された「第41回いわきおどり」において、盲導犬の受入れを拒否した。	個人	男性	70代	身体障がい

### ② 合理的配慮の提供

区分	課等名	事例の内容	対象	性別	年代	障がい種別
1	コロナワクチン接種プロジェクトチーム	知的障がい児者に対し、コロナワクチン接種のための会場を別にもうけて対応した。	不特定多数	男女	接種対象年齢の障害児者	知的障がい
2	〃	視覚障がい者に対し、点字、拡大文字を活用したコロナワクチン接種案内を送付した。	不特定多数	男女	接種対象年齢の障害児者	身体障がい
3	保健福祉課	視覚障がい者に対し、点字や拡大文字を活用した住民税非課税世帯等臨時特別給付金等の案内送付を行った。	不特定多数	男女	給付金等対象者	身体障がい
4	〃	生活保護のしおりに振り仮名を付したものを作成した。	不特定多数	男女	全年齢	知的障がい
5	市民協働部	「男女共同参画の日」講演会において、聴覚障がいのある方も参加できるよう手話通訳者を配置し、前の席を確保している。	不特定多数	男女	全年齢	身体障がい
6	子育てサポートセンター	手話通訳者の手話が見えやすいよう、通訳者を高い位置へ配置し、聴覚障がいのある方の席は前の席を確保した。	個人	女性	30代	身体障がい

② 合理的配慮の提供

区分	課等名	事例の内容	対象	性別	年代	障がい種別
7	総合図書館	片麻痺の利用者に対し、AVブースの利用時に、あらかじめヘッドフォンのコードを伸ばして使いやすくするといった対応をしている。	個人	男性	30代	身体障がい
8	広報広聴課	聴覚障がい者に配慮し、市長会見の動画について、手話通訳版を作成し、配信している。	不特定多数	男女	全年齢	身体障がい
9	小川・川前地区 保健福祉センター	窓口に来所した聴覚障がいのある方に対し、筆談で対応を行い、申請行為が滞りなく実施できた。	個人	女性	30代	身体障がい
10	議会事務局	補助犬を連れた障がい者の方が、定例会一般質問の傍聴に希望したため、傍聴席の車いすスペースを案内し、広さを確保した。	個人	男性	70代	身体障がい
11	地域包括ケア推進課	聴覚障がい者にとっては、マスクをしていると口の動きが分からなかったり、手話によるコミュニケーションが欠かせないため、つどいの場に来ている聴覚障がい者に対し、フェイスシールドや手話を活用して対応した。	個人	女性	70代	身体障がい



## 個別事例の検討について

強度行動障がいのある方のサービス利用調整が、特性に応じて実施されていない課題

<事例概要> 名前：ケンさん（仮名）年齢：15歳 性別：男性

障がい種別：知的障がい、自閉スペクトラム症、てんかん

### 1. 事例の背景

障がいのある兄、70代と高齢の父、60代の母の4人でくらしていた。

ケンさんは障がいの特性が強く強度行動障害のある状態で体格も良い、一家が暮らす市営住宅では手狭で気になる物が多すぎて混乱してしまう事が多く、専門機関での療育、特別支援学校での教育を受けながらなんとか一家で暮らしていた。

ある日、父が病に倒れ入院したことをきっかけに、介護に疲れた母が失踪。途端に介護者不在の緊急事態となった。

地区保健福祉センターと児童相談所が介入し緊急保護で市内にある施設で保護するも1対1での対応が取れない事を理由に、すぐに自宅に戻る事となった。別居の姉が、一時的にケンさんを支援したが限界となり、入所施設の利用が必要となった。急ぎ施設見学に行くも、慣れない状況と場所でパニックを起こした結果、他害行為に及んでしまったケンさん。受け入れ側の施設職員も「この状態では支援できない」と、結果利用につながらない状況をつくってしまった。

### 2. この事例から抽出される課題 = 支援者の準備不足。

- ①本人のアセスメントが不十分。情報収集、特性の理解。
- ②強度行動障がいに対応できるスキルを有する支援者が不在の状況で調整を進めた事。
- ③緊急性があり調整を急いだ結果、資源のアセスメントが不十分になっていた。

### 3. 基幹相談での介入

市外の児童入所施設の見学予定がある事児相職員より報告を受けるも、方々より情報不足で困る趣旨の相談を受け介入する。

- ①調整状況の確認：具体的に支援内容が組み込まれない、ただ見学に行くだけの調整が進められていたことを確認。必要な調整を担わせていただくことに。
- ②主たる療育機関である児童発達支援センターに相談、普段支援している放課後等デイサービスの児発管よりヒアリングを実施、
  - (1) 支援手順：声のかけ方、誘導の際の立ち位置、体への触れ方、本人の行動の予兆の読み方、カームダウンの方法などの確認。
  - (2) 支援ツール（スケジュール提示の絵カード、行動の切り替え用のタイマー、大好きなおもちゃ、余暇のDVD）の借用をする。
- ③受け入れ施設と当日の流れ目的の再確認  
→ケンさんにとってどんな形になっているか（認識するか）の視点で、

外出の成功体験をする。郡山の施設に楽しかった思い出を作る。当日は施設内で好きなごはんとおやつを食べながらの見学の実施とした。

- ④放課後等デイサービスと児童発達支援センターとで、流れに対応したツールの準備、見学前日に全体の流れを把握した上での事前予告を依頼。視覚提示、ルート説明。
- ⑤当日のルート、時間設定の再調整、誘導時の役割分担等詳細の確認行う。
- ⑥当日基幹職員、障がい者相談支援センターが同行支援 必要な事前予告、状況の説明、誘導、直接介助支援を実施。

#### 4. 結果

基幹にて同行し、支援者に習った手順で支援の実施。トイレ、誘導、旅程の予告を行いつつ、普段通りのコミュニケーションで本人と関係構築しつつの見学実施。施設でもおやつを食べ、終始穏やかに見学の実施ができた。ケンさんからも「楽しい」「おりこうさん」との発語あり、「長距離の外出ができた」と成功体験になった。

#### 5. 課題解決に向けて

今後資源利用調整に際して、必要な情報収集と、環境設定、事前予告などの適切な支援が実施されるように、調整業務に付随する専門職としての「見立て」と「検証」を担保する必要がある。要するに段取り9割であり、ご本人に準備していただく事の大事さ。

障壁となること：児童のケースについてはセルフプランが多くケアマネジメント役が不在になる事が多い。まして支援者がいても強度行動障がいに対応できる人材に限りがある。その為、普段関係している人からの情報収集と丁寧なアセスメントが必要となる。行政職員や教育機関の調整を主に進めるのではなく、療育機関の活用、児童発達支援センター、障がい者相談支援センター、基幹相談支援センター等の専門機関の活用が望まれる。

#### 6. まとめ

「暴れている状態」や「他害のある状態」は本人にとって普通の状態ではなく、「困っている状態」である事。大人の都合で調整するのではなく、本人にとってどんな状況になっているのか、本人からどう見えているのかを確認しつつ進めること。

好きな物に触れる事や本人に適した情報の提示方法など本人に合わせた調整を行うことで、フラットな状態にいる本人を見て新しい支援者が支援できると思ってくれることを考えて欲しい。

#### 7. 今回の事例において使った社会資源

- ・本人の力 ・家族の協力 ・特別支援学校のバックアップ
- ・普段支援している人の持つ行動障がいに対応した対人援助技術
- ・計画相談 ・受け入れ先の施設職員・児童相談所 ・地区保健福祉センター

・児童発達支援センター ・障がい者相談支援センター ・基幹相談支援センター

協議：今回市内の支援機関のマンパワー不足により、市外の施設に措置入所せざるを得なかったケンさん。本人はまだ状況が分からないでいます。住み慣れたまちから一人遠く離れて、転校もしなくてはならなくなったケンさん。3年後18歳になったときに、児童入所施設を退所する事になります。

そのとき、いわき市に帰ってくるために、何ができるでしょうか？今から考えて、支援できる仲間を作る必要がありますので、協議会委員の皆さまからも、「ケンさんのいわきでの暮らし」を支えるためのアイデアを頂きたいです。

また、委員の皆様の機関やお立場におかれましても、どのようなケースに、どのような支援や助力が頂けるかも含めご意見頂戴したいです。

絵カード（その場の動き）→

↓スケジュール（見通し）



↑おもちゃ（落ち着くもの）と  
切り替え用のタイマー

## 「第5次いわき市障がい者計画（後期）等（素案）」に対する 市民意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

### 1 募集の概要

#### (1) 対象案件

- ・第5次いわき市障がい者計画（後期）（素案）  
（計画期間：R6年度～R8年度（3年間））
- ・第6期いわき市障がい福祉計画（素案）  
（計画期間：R6年度～R8年度（3年間））
- ・第2期いわき市障がい児福祉計画（素案）  
（計画期間：R6年度～R8年度（3年間））

#### (2) 意見募集期間

令和5年11月14日（火）から令和5年11月28日（火）まで（15日間）

#### (3) 公開方法（資料の入手方法）

- ア 市ホームページへの資料掲載
- イ 担当課（障がい福祉課 市役所本庁舎2階）における資料提供
- ウ 市役所本庁舎1階市民ロビー、各支所の情報公開コーナーへ資料備え付け

#### (4) 意見提出方法

任意の様式に意見、住所、氏名、電話番号を記入のうえ、障がい福祉課へ直接持参するか、郵送、ファクス又は電子メールにより提出。

### 2 募集の結果等

#### (1) 意見提出人数（提出方法内訳）

4名（電子メール4名）

#### (2) 意見提出件数

19件

#### (3) 意見の内容及び意見に対する市の考え方

別紙参照

No	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
<p>第1編 第5次いわき市障がい者計画</p>		
<p>第5章 施策分野と基本的方向性 施策分野1 『理解促進』</p>		
1	<p>権利擁護、差別解消の推進及び虐待の防止について</p> <p>虐待防止責任者の設置のみならず、虐待防止委員会での実施状況の報告の推奨もしくは自治体からのヒアリング等予防の取り組み状況を確認評価する体制が必要では。結局現状のままでは各事業者の性善説に基づいてしまうのではないかと。虐待はどこにも発生するリスクがあることを念頭にといった設計が求められる。</p> <p>また、発生した虐待事案については、養護者、従事者の虐待者の類型は問わず、広く自立支援協議会での個別事例の検証、評価をし、官民共同で改善予防策の整備に取り組むことが望まれる。例えば、自立支援協議会における権利擁護センター機能の参画が必要ではないか。</p>	<p>令和4年度実施したアンケート結果では、「虐待防止の責任者の設置」及び「虐待防止委員会の設置」が指定基準省令において義務化されているものの、約2～3割の事業者で未対応であることが判明しました。確認評価する体制づくりの前段として、まずは、未設置の事業者を0とすることを目標とし、今後も引き続き、事業者に対して、設置に関する周知を徹底して参ります。</p> <p>いわき市地域自立支援協議会における個別事例の検討・共有については、類型を問わず、必要と思われる案件の検討・共有を既に行っているところですが、今後はさらに、事例の検証・評価を行う体制づくりに努めて参ります。併せて、個別事例の検討・共有を行う際は、権利擁護・成年後見センターの招集も検討して参ります。</p>
2	<p>精神障がい者の理解促進について</p> <p>障害者権利条約に批准をした我が国ですが、いわき市では精神障がい者向けグループホーム計画に対し不安の声が上がる事例がありました。障がい者理解には地道な啓発活動が必要ですので、改善の取り組みをお願いいたします。</p> <p>そのような内容のニュアンスの書き込みを素案に入れ込んでいただきたいと希望いたします。</p>	<p>「施策分野1 理解促進 ア 「共生社会」の理念普及による障がいへの理解促進」の中で、外見からはわかりにくいことから、より一層の理解が必要な知的障がい、精神障がい等について、その障がい特性や必要な配慮等に関する理解促進について努めることとしております。</p> <p>ご指摘のとおり、市でも障がい者の理解には地道な啓発活動が必要であると認識しているため、今後も継続して、啓発・周知活動に取り組んで参ります。</p>
3	<p>知的障がい児者への理解促進について</p> <p>私自身、県スクールソーシャルワーカーの支援をする中で、知的障がいをお持ちのお子さんで療育手帳を取得しない方たちが散見されます。地域共生社会の実現に向かう局面ですので、障害に関する偏見や差別を無くす取り組み、成果を見せていただきたいと思っております。</p> <p>行政・専門機関は熱意を持ち、当事者の皆様の社会参加が行われるような環境づくりに努めていただきたいと思っております。そのような熱を感じられる書き込みをお願いします。</p>	<p>「施策分野3 保健・医療 ア 障害の早期発見・早期療育体制の一層の充実」の中で、早期の内に障がいに気付き、適切な支援につなげるため、医療、保健、福祉等との連携のもと、乳幼児に対する健康診査や児童に対する健康診断の結果等を踏まえ、本人や保護者に対する早期からの教育相談・支援体制の充実を図ることとしております。</p> <p>そのうえで、「施策分野1 理解促進 ア 「共生社会」の理念普及による障がいへの理解促進」に関する事業を通じて知的障がい等に対する理解の促進等に取り組み、当事者の皆様の社会参加が行われるような環境づくりに努めて参ります。</p>
4	<p>障害児から者への移行医療と障害者の受診・入院医療体制について</p> <p>障害児から者への移行期の医療について開業医の協力が必要です。当事者団体からは市内の開業医の先生たちに障害児の受診をお願いしたいとの声を多く聞きます。改善に向けた取組みに関する書き込みをお願いいたします。</p>	<p>令和6年4月1日施行の障害者差別解消法の改正に伴い、医療分野に関する合理的配慮は義務化となります。</p> <p>そのため、「施策分野1 理解促進 ア 「共生社会」の理念普及による障がいへの理解促進」の施策にある「障害者差別解消法の普及」において、各関係機関に対し、合理的配慮の義務化に関する周知を徹底し、より一層、障がい者(児)に関する医療体制の改善に努めて参ります。</p>

No	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
	第5章 施策分野と基本的方向性 施策分野2 『生活支援』	
5	<p>障がい福祉サービス等の充実について</p> <p>事業者のサービス提供体制の強化 事業の運営の安定化に向けて各事業の加算取得状況の把握、取得可能な加算算定に向けた支援や、報酬改定時には要点の説明を事業者に向けて助言するなどの機会が必要かと思われる。</p>	<p>「施策分野2 生活支援 イ 障害福祉サービス等の充実」の中で、障がい福祉を支える人材の確保と質の向上に努め、サービスの提供体制の確保を図ることとしております。</p> <p>令和3年度の障害福祉サービス報酬改定の際は、障害福祉サービス事業所向けの説明会を実施しており、施策一覧の事業内容にもその旨を追記することとします。</p> <p>今後とも、市地域自立支援協議会や事業所連絡会等の場において、加算算定や報酬改定に係る情報提供に努め、事業所の運営安定化に向けた支援、助言等に取り組んで参ります。</p>
6	<p>移動支援事業について</p> <p>事業の支給が、利用目的に限りがある。自治体によっては通勤、通学まで広げている自治体もある、いわき市も広域になることから、ニーズの調査、必要性があれば解釈を広げる(可能であれば市が必要と認めた場合に限り支給可能など)検討は実施しても良いのではないかと。</p>	<p>移動支援事業は、屋外での移動が困難な障がい者(児)が外出する際に必要な支援を行うことにより、当該障害者の地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的としております。</p> <p>移動支援の利用目的については、適宜ニーズを把握するとともに、他市の状況等を参考に質の向上・充実を図って参ります。</p>
7	<p>コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実について</p> <p>コミュニケーション支援体制について、手話、点字と視覚障害者、聴覚障害者と限定的である、各行政窓口における、発達障がい、知的障がい、精神障がいに関する基本的な理解を学習する機会が必要ではないか。例：自閉スペクトラム症で言語よりも視覚優位な方への情報提供の術等を検討する機会が必要ではないか。</p>	<p>「施策分野2 生活支援 カ 情報アクセシビリティの向上」の中で、公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取り組みの検討に努めることとしております。</p> <p>しかしながら、ご指摘のとおり、視覚障がい、聴覚障がい以外の障がいをお持ちの方に対するコミュニケーション支援体制は十分とはいえない状況にあるため、引き続き、障がいに配慮した情報提供体制の充実及び多様な情報提供方法の検討に取り組んで参ります。</p>
8	<p>情報アクセシビリティの向上について</p> <p>視覚障害、聴覚障害に偏っているように見受けられる市の情報発信の在り方について障がい当事者部会等から意見を聴取するなどの取り組みは行っていただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、障がいのある方等に対する情報発信の手段は、視覚障がい、聴覚障がいに偏っている状況にあります。</p> <p>いわき市自立支援協議会の下部組織である障がい当事者部会には、身体障がいに限らず、精神障がい、知的障がい、発達障がい、指定難病をお持ちの方が参加しているため、市の情報発信の在り方を議題として取り上げることを提案し、意見を聴取して参ります。</p>
9	<p>広域な本市の公共交通機関の問題、通勤手段の確保について</p> <p>検討事項として、どこかで触れられて、方向性も述べられてる良いと思う。</p>	<p>ご指摘のとおり、令和4年度実施したアンケート結果からも、外出時の困りごととして「公共交通機関が少ない、またはない」といった回答が増加しており、重要な課題であると認識しております。</p> <p>公共交通機関に関する課題については、障がいの福祉向上を目的とする本計画に位置付けるのではなく、地域の実態や市の公共交通ネットワークを俯瞰した総合的な施策展開が図られるよう、別途庁内で検討を進めることとし、本計画に位置付ける施策等と連携して障がい者等の移動の確保に努めて参ります。</p>

No	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
10	<p>障害福祉サービス等の充実について</p> <p>ショートステイの箇所の追加や生活拠点事業の中の項目になるかと思いますが、体験型グループホームの予算化をお願いしたい。</p>	<p>体験型グループホームについては、他自治体において、市が運営を委託し実施していることは承知しているところですが、本市では既存の社会資源を優先して有効活用することとしており、現在の各グループホームにて、体験利用は可能です。</p> <p>なお、「施策分野2 生活支援 ウ 地域移行及び自立生活への支援の推進」にて、グループホーム等の整備促進について取り組むことを位置付けており、その中で、グループホームの体験利用の促進についても取り組んで参ります。</p>
11	<p>福祉人材の確保について</p> <p>(法人名)でもそのほかの事業所でも支援員の人材確保が大きな課題となっており事業所のみでの努力ではとても解決できません。現に(法人名)の事業所では入浴サービスの頻度を減らし、入所者の人数や医療的ケアのある方の短期入所の受け入れを制限しています。</p> <p>また高校生、(大学名)の大学生の支援員希望者に対する啓蒙や支援等はどうでしょうか？奨学金制度などはあるのでしょうか？支援員の新人発掘は急務の課題と思われまます。</p>	<p>「施策分野2 生活支援 イ 障害福祉サービス等の充実」の中で、障がい福祉に従事する人材不足の解消に向け、研修等を充実させるとともに、職員の待遇改善等により人材を確保し、サービス提供体制の強化を図ることとしております。</p> <p>現在、いわき市では学生等を対象に、障害福祉分野への興味関心を持ち、将来の職業選択の一助としてもらうことを目的とした出前講座を実施しており、また、福島県社会福祉協議会にて、介護福祉士修学資金貸付事業を実施しております。今後とも、福祉人材の育成・確保のため、周知、啓発を行っていくとともに、高校生以上の方に対する支援等について検討して参ります。</p>
<p>第5章 施策分野と基本的方向性 施策分野3 『保健・医療』</p>		
12	<p>医療人材の確保について</p> <p>素案の中にもありますが、(法人名)の事業所では人材不足で受け皿としての機能が麻痺している現状です。(法人名)では特に医師不足、後継者不足でありこのままの状態では現在の重度心身障害者の療養介護事業、障害児、者のリハビリテーションが成り立たなくなるタイムリミットが7年後に迫っています。外来にリハに通われている知的障がい児の中には発達障がいの方も多く、発達障がいを診断できる医師がいればもっと療育の幅が広がると思います。いわき市にも(医療機関名)の(個人名)以外にはいないのではないのでしょうか。どうか(法人名)に医師の派遣等、何らかの公的機関からの医師の応援体制を作っていないのでしょうか。</p>	<p>「施策分野3 保健・医療 ア 障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実」の中で、地域や障がいのある子どもの多様なニーズに対応する関係機関等との連携体制の強化を図ることとしております。「医療の人材確保」に関する取り組みは、福祉分野だけではなく、医療に関する関係機関等とも連携しながら、整備、確保に努めて参ります。</p>

No	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
13	<p>第5章 施策分野と基本的方向性 施策分野4 『生活環境』</p> <p>福祉避難所について                      浸水被害を受けた福祉避難所がないか再度調査し、きめ細やかな対応を願う。                      医療的ケア児、目でみてわかり辛い障がい児者については、特段の配慮が必要と考えるので。</p>	<p>これまでの福祉避難所の開設状況としては、令和5年度台風13号時に1カ所となっておりますが、浸水被害はありませんでした。福祉避難所の開設にあたっては、今後とも災害の状況に応じて避難者の安全を十分に考慮して進めて参ります。                      また、医療的ケア児など特段の配慮が必要な方に対する支援については、「施策分野4 生活環境 エ 災害発生時における支援体制の確保」にて、実効性のある個別避難計画の作成に努めることとしております。そのために、避難行動要支援者に対し、災害時の避難に関する簡易アンケートや訪問調査を行い、要支援者の詳細な現況把握に取り組んで参ります。                      なお、個別の施策に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
14	<p>第5章 施策分野と基本的方向性 施策分野5 『教育・育成』</p> <p>生涯学習活動の充実                      講師派遣や、障がい者関係施設での活動だけでなく、中央公民館等の公民館で、障がい者向け講座を開催することも検討願いたい。</p>	<p>「施策分野5 教育・育成 オ 生涯学習活動の充実」の中で、全ての障がいのある方が学習・文化活動を楽しめるよう、生涯学習活動の充実や文化・スポーツ施設の環境整備に努めることとしております。                      個別の施策に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
15	<p>その他</p> <p>いわき市において、知的障害者の方で一般病院の受診が難しく、精神病院での受診・入院となった事案がありました。「障害者権利条約」批准国として、合理的配慮を積極的に進めていく局面にあると考えます。                      このことが将来のこの地域のためにも必要な取り組みと考えます。地域共生社会に向けた社会資源の充実化を目指すニュアンスでの書き込みをお願いいたします。</p>	<p>国計画と同様に、いわき市第5次障がい者計画においても、「共生社会」の実現が重要であると考え、「施策分野1 理解促進」にて、障害者基本法及び本計画の目的等に関する理解の促進を図るため、行政をはじめ、多様な主体との連携による幅広い広報、啓発を効果的に推進しすることとし、「施策分野2 生活支援」等で社会資源の充実化に取り組んでいくこととしています。                      なお、「施策分野1 理解促進 ア 「共生社会」の理念普及による障がいへの理解促進」の施策にある「障害者差別解消法の普及」において、各関係機関に対し、合理的配慮の義務化に関する周知を徹底して参ります。</p>
16	<p>第2編 第7期いわき市障がい福祉計画                      第1章 成果目標と目標達成のための方策                      福祉施設入所者の地域移行について</p> <p>国の目標値は理解しつつも、親の高齢化、重度グループホーム等の新設の困難さ人材不足等も考慮して、数値目標を低めに設定して頂けることを望む。                      ショートステイ等で利用が慣れている所の利用が、本人にとってベストと考えるので。</p>	<p>第7期いわき市障がい福祉計画における成果目標については、国の基本方針で示された考え方を基に、過年度の実績を踏まえ、目標設定させていただいております。</p>
17	<p>第2章 障害福祉サービス等の必要な見込及び見込量確保のための方策                      宿泊型自立訓練について</p> <p>見込み量と目標値の記載は必要では。実施する事業所が市内に存在しないが、必要性はあり、精神科病院や障害者入所施設からの地域移行推進には欠かせない事業であるため、必要性の把握はしていること形にしておき、事業者が新規事業展開の材料とするように記載してはどうか。</p>	<p>宿泊型自立訓練の実績値、見込量については、現在、市内に実施する事業所がなくなったことから、混乱を招く恐れがあったため非掲載としておりました。しかしながら、ご指摘のとおり、地域移行推進に欠かせないことから、いわき市の現状を表すためにも掲載とし、事業の必要性を示して参ります。</p>



No	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
18	<p>地域移行支援及び地域定着支援について</p> <p>人口に対し利用者数が少なすぎる、指定事業者はいるものの稼働していない状況のため、特に福島県として加齢児が問題になっていることもあり、地域移行支援の増加、活性化に向けた取り組みが必要。基幹相談のみならず協議会または事業者を含めた相談支援事業検討会の開催などの検討も必要では。</p> <p>地域移行の推進を図るには必須となってくる事業では。</p>	<p>ご指摘のとおり、地域移行支援及び地域定着支援については、地域移行を推進を図るために必須となる事業であるため、地域移行支援の利用者の増加、活性化について、いわき市地域自立支援協議会の下部組織である地域生活支援部会にて検討を行って参ります。</p>
19	<p>地域活動支援センター強化事業について</p> <p>見込みと設置個所数が横ばい、障害者の居場所が必要との地域ニーズもあると思うが、増加しない根拠は何か。運営実態や提供するサービス内容の検証は必要では。</p>	<p>地域活動支援センター強化事業の設置個所数については、市内事業所から提出される事業計画に基づき、本事業の委託先として適正なサービスを提供できると判断される事業所を選定した結果、現在と同数の4と見込みました。</p> <p>今後の見込量については、設置個所数が現在と同数となる見込みであることから、大幅な変化はないものと見込み、令和3年度から令和5年度の実績値の平均値を見込量として定めております。</p> <p>現在の本事業委託先の運営状況や提供するサービス内容の検証については、毎月の実績報告の中で行って参ります。</p>

令和6年1月26日

いわき市長  
内 田 広 之 様

いわき市地域自立支援協議会  
会 長 古川 敬

### 第5次いわき市障がい者計画等の改定等に係る提言

「第5次いわき市障がい者計画（後期）（案）」及びその実施計画である「第7期いわき市障がい福祉計画（案）」と「第3期いわき市障がい児福祉計画（案）」について、いわき市地域自立支援協議会において、真摯な議論のもとに取りまとめましたので、ここに提言いたします。

内容につきましては、前期計画と同様に、障害者基本法の理念及びこれまでの大規模災害の経験等を踏まえ、障がい者施策の基本的方向性を定める第5次市障がい者計画の基本理念に「すべての市民が、相互に支え合い、地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現」を掲げ、その実現に向けては、6つの基本目標のほか、「共生社会の実現に資する取組の推進」「障がい者の自己決定の尊重及び本人中心の総合的な支援」「障がい特性、障がい者の個性等を考慮した総合的なサービスの提供」「関係機関、計画、施策との相互の緊密な連携と実効性のある取り組みの推進」の4点を各施策分野に共通する横断的な視点として位置付けております。

また、本計画の実施計画として、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とする「第7期いわき市障がい福祉計画」及び「第3期いわき市障がい児福祉計画」も併せて協議・検討し、成果目標等を定め、具体に取り組むこととしております。

市におかれましては、計画の基本理念の実現に向け、各種障がい者施策等の充実に取り組まれますよう、お願いいたします。

## 第5次障がい者計画（後期）等の改定等に係る提言

本協議会では、第5次障害者計画等の改定等に向けて、国、県における障がい者施策等との整合性を図ると共に、先の東日本大震災、令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染拡大等の経験を踏まえ、障がい者とその家族が地域で安心して生活するうえでの支援体制のあり方について、6つの分野（理解促進、生活支援、保健・医療、生活環境、教育・育成、雇用・就業）における施策の検討を行ってきました。

また、本計画の実施計画として、令和6年度～令和8年度の3年間を計画期間とする「第7期いわき市障がい福祉計画」及び「第3期いわき市障がい児福祉計画」も併せて協議・検討を行ってきたところです。

第5次障がい者計画（後期）等の作成にあたり、6つの政策分野について協議・検討した結果は以下のとおりです。また、協議検討結果を反映した各計画（案）は、別添のとおりです。

### 施策分野1 『啓発・広報』

「共生社会」を実現するには、障がい者施策について、幅広く市民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、障害者基本法及び本計画の目的等に関する理解の促進を図るため、行政をはじめ、多様な主体との連携による幅広い広報、啓発を効果的に推進する必要があります。特に子どもの頃から可能な限り自然なかたちで様々な障がいについての理解と認識を深める取り組みを通じて、誰もが障がいを特別視することのない「心のバリアフリー」の推進が求められています。

また、障がいを理由とする差別の解消や雇用における差別の禁止を推進するとともに、障がいのある方の虐待の防止等、障がいのある方の権利擁護のための取り組みが必要です。さらには、障がいのある方が適切な配慮を受けられるよう、行政機関や事業者等における障がいのある方の理解の促進や障がいのある方の社会活動の推進に不可欠なボランティア活動の推進に積極的に取り組んでいくことが大切です。

このようなことから、共生社会の実現に向け、様々な機会を通じて障がいに関する正しい知識を普及させることにより、障がいのある方に対する正しい理解と人権意識の高揚を図り、心のバリアフリーを推進するとともに、差別解消や虐待防止に努めます。

#### 【基本的方向性】

- |   |                         |
|---|-------------------------|
| ア | 「共生社会」の理念普及による障がいへの理解促進 |
| イ | 障がいを理解するための福祉教育の推進      |
| ウ | 障害福祉サービス等に係る情報提供の充実     |
| エ | ボランティア活動の推進             |

## **施策分野2 『生活支援』**

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる共生社会や、「我が事・丸ごと」の地域支援体制の実現に向けて、また、障がいのある方やその家族が住み慣れた地域や家庭でいきいきと安心して暮らすため、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう総合的な支援を行う必要があります。

これらの実現に向け、本人の意向や心身の状況に応じた適切なサービスや支援が身近な地域で受けられるよう、福祉サービス事業者との連携のもと、障害福祉サービス等の充実を図るとともに、支援を要する方に適切なサービスが提供されるよう相談支援体制の充実を図ります。

また、障がいのある方の社会参加等を促進するため、障がい者スポーツや文化芸術活動への支援を推進するほか、障がいのある方が保健・医療・福祉をはじめとする支援・サービス情報や行政情報等を円滑に取得・利用することができるよう、障がい種別や障がいの特性に配慮し、多様な媒体・手段を活用することで情報アクセシビリティの向上を図るとともに、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援体制の充実努めます。

### **【基本的方向性】**

ア	意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備
イ	障害福祉サービス等の充実
ウ	地域移行及び自立生活への支援の推進
エ	障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興
オ	コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実
カ	情報アクセシビリティの向上
キ	地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の強化

## **施策分野3 『保健・医療』**

障がいのある方が、身近な地域において、保健・医療サービス等を受けられるような提供体制の構築や乳幼児期からの療育支援の一層の推進が求められています。

障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・治療、早期療養のための保健・医療サービスの適切な提供についても重要となっており、障がいのある子どもや発達に不安のある子どもについては、できるだけ早期に必要な療育を行うことにより、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上が期待できます。このようなことから、障がいの早期発見・早期療育のための体

制の整備を進めるとともに、身近な地域において療育や疾病の予防・治療に関する相談を受けることができるよう、相談・支援体制の充実を図ります。

また、精神面・心の問題で悩み、社会生活への適応に困難を生じている方について、適切な相談対応を行うとともに、心の健康が保てるよう専門的な支援を行うほか、入院中の精神障がい者の地域移行を推進するため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

さらには、発達障がいや難病、高次脳機能障がいなどの障がい特性に応じた地域保健事業の充実と併せて、特性に配慮した理解の促進に努めます。

#### 【基本的方向性】

ア	障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実
イ	障がいの原因となる疾病等の予防
ウ	リハビリテーションと医療の充実
エ	精神保健福祉の推進
オ	難病に関する地域保健事業の充実

#### 施策分野4 『生活環境』

障がいのある方の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がいのある方のための暮らしの場の確保、建築物等のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある方に配慮したまちづくりを推進する必要があります。

また、これまでの災害対策や感染症対応の経験を活かし、障がいがあっても、地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、災害時における適切な情報伝達や安否確認、避難所での配慮等、非常時の支援体制を構築するとともに、地域における日ごろの防犯対策を推進し、消費トラブルの防止や早期発見に取り組むことが求められています。

このようなことから、障がいのある方にとって安全・安心な生活環境を整備するため、ユニバーサルデザインの理念に基づき障がいのある方に配慮したまちづくりを推進するとともに、非常時における支援体制の構築や、消費トラブルなどの防犯対策等についての取り組みを進めます。

#### 【基本的方向性】

ア	住宅、建築物等のバリアフリー化の推進
イ	地域における暮らしの場の確保
ウ	施設等における安全体制の確保
エ	災害発生時における支援体制の確保
オ	地域における日ごろの防災、防犯体制の推進

## **施策分野5 『教育・育成』**

障がいのある子どもの健やかな発育を促し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあう、ともに生きる社会の実現が求められています。そのため、障がいのある子どもが、合理的配慮を含む必要な支援のもと、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない子どもとともに受けることができる仕組みを構築し、各種支援を実施していく必要があります。

就学前教育の充実を図ることは、障がいのある子どもの発育促進、その家族の保育軽減、障がいに関するすべての人の理解を図るうえで重要です。

また、福祉、労働等との連携のもと、障がいのある生徒の就労に向けた取り組みについて、支援の充実を図る必要があります、また義務教育終了後の生きがいや社会参加の促進のため、生涯学習活動の充実を図っていく必要があります。

このようなことから、障がいのある子どもについて、乳幼児期から学齢期、さらには学校卒業後までの各成長段階において、適切かつ一貫した切れ目のない支援が受けられるよう、療育・教育環境の整備を進めます。教育においては、障がいの有無にかかわらず、できる限り同じ場で共に学ぶ「インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）」を推進しながら、個別の教育的ニーズのある幼児、児童・生徒に対しては、保健・医療・福祉・保育・教育の各関係機関が連携し、必要な支援を行えるような体制の整備を図ります。

また、障がいのある方の生涯学習活動への参加を支援するため、スポーツや文化活動の機会の提供などの支援を行います。

### **【基本的方向性】**

ア	一貫した療育支援体制の充実
イ	障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成
ウ	「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進
エ	社会的及び職業的自立の促進
オ	生涯学習活動の充実

## **施策分野6 『雇用・就業』**

障がいのある方が自立した生活を営み社会参加をするうえで、雇用・就業の促進は非常に大きな意味を持っています。地域の一員としてともに生きる「共生社会」の実現に向けて、一定規模以上の民間企業等が守るべき障がいのある方の法定雇用率が令和6年4月から2.5%に引き上げられるとともに、対象企業の範囲も従業員43.5人以上から40.0人以上へと引

き下げられるなど、障がいのある方の雇用はさらに拡大しています。公共職業安定所、市等では、これまでも、公共職業安定所における紹介促進、市における職員雇用枠の拡大、企業に対する雇用環境の整備支援等を行っており、今後も、企業等に対する障がい者雇用の理解促進を図るとともに、就業に向けてのサポート体制を充実させていく必要があります。

障がいのある方が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であることから、働く意欲のある障がいのある方が、その適性に応じて能力を発揮することができるよう、一般就労を希望する者には、できる限り一般就労ができるよう、一般就労が困難な者には就労や訓練の機会が確保されるよう、福祉的就労の場の確保など、障がいのある方の就業に向けての必要な支援や、職場への定着の支援、就労後に障がい者となった方の職場復帰への支援など、サポート体制の充実を図ります。

#### 【基本的方向性】

ア	就業支援及び生活支援施策の推進
イ	多様な就労の場の確保
ウ	一般就労への移行促進の支援体制の充実
エ	一般就労が困難な障がいのある方に対する支援